

第 19 期

第 39 回

総会議事録

令和6年5月 17 日

1. 開催年月日 令和6年5月17日(金)

2. 開催場所 5-1-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15			
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17			
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 荘 原文 彰

【主任主査兼農地調整係長】 横 井 淳

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時36分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

北島 繁和

署名人

藤田 稔

事務局	ただいまより、第39回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
議 長	農作業の忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 健康に留意して、事故のないようにお願いします。 本日もよろしくお願いいたします
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 6番 北島 繁和 委員 11番 藤田 稔 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。議案訂正がございます。 議案書の1ページをお開きください。 湖南1番の申請地が11筆減って17筆になりました。 それに伴い、合計が「その他21筆」から「その他10筆」に、合計面積が「7,681㎡」から「4,714㎡」になります。 また、渡し人の申請事由が「一括贈与」から「贈与」へ、受け人の申請事由が「経営拡大」から「孫へ」と変更になります。

議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、孫への贈与です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に、2 番 1 件について、付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。
遠藤昭夫委員	2 番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、農業開始です。 5 月 7 日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 申請人は親子です。親の高齢を理由に農業廃止をする話があり

	受け人が引き継ぐことにしました。 農業を始めるにあたり農機具がなく、地元の農業委員に相談したところ、借りて指導を受け自ら耕作するとのことでした。申請書類の中に農業用機械使用貸借契約書が添付されています。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に、3番 1件について、付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。
吉田 秀吉 委員	3番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5月7日、事務局会議室において佐久間会長、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 この農地は周辺が林地に囲まれ農機具が入ることができないため、長年放棄地になっていました。 この度、受け人が北側宅地を所有しているので農機具の出入りができるようになり、さつまいもを作りたいとのことでした。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3 番 1 件について 許可と決します。 次に、4 番 1 件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	4 番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5 月 8 日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は隣接する空き家を購入し、周りにある申請地を 家庭菜園としてブルーベリーや野菜を栽培して自家消費する 予定です。現地は畑として管理されており、取得後は適正に 管理されると思われます。作業は妻と 2 人で行います。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4 番 1 件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4 番 1 件について 許可と決します。

	次に、５番　１件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	５番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 ５月７日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 申請地は平成21年に売買契約をして仮登記の状態でしたが下限面積の撤廃により、農業開始の申請になりました。 現地を確認して来ましたが、現在も野菜などを作付けしており適正に管理されておりました。 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議　長	５番　１件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議　長	異議ないものと認め、５番　１件について許可と決します。 次に、６番と７番の　２件について、付議いたします。 濱尾　文博委員の調査報告を求めます。
濱尾　文博 委員	６番と７番の２件について、調査結果の報告をいたします。 まず６番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は叔父への贈与です。 １枚の畑が分筆されていることと受け人の自宅の前であることから受け人が以前より耕作していました。 今回、渡し人が耕作の意思がないことから受け人に

	贈与することになりました。 受け人は以前より自宅に隣接する農地で農業を営んでいることから各要件を満たしており問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は農業廃止、農業開始です。 5月7日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は申請地に隣接する空き家を購入予定で、農地も併せて取得したいため今回の申請に至りました。 取得後は妻と家庭菜園で野菜を栽培し、自給したいとのことでした。また渡し人が栽培の指導をします。今後、管理機を購入する予定です。取得後は地域のルールを遵守することを確約しております。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番と7番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番と7番の 2件について許可と決します。 次に、8番と9番の 2件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	8番と9番の2件について、調査結果の報告をいたします。 まず8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は経営縮小、相手方要望です。

5月13日に現地調査を行い、農地は適正に管理されていました。
同日、双方から聴き取りを行った結果、申請内容に誤りは
ありませんでした。

農作業常時従事要件につきましては受け人が50年以上農作業に
従事しており満たしております。

地域との調和要件については申請書類及び現地調査も含めて
農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れは
ありません。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
該当する事項はありませんでした。

次に9番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は農業経営の移譲、農業開始です。

申請人は親子です。

5月8日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、
事務局職員とともに事前審査会を行いました。

使用借人は農業開始後、適切に耕作していくとのことです。

なお5月7日に現地調査及び使用貸人から聴き取りをした
ところ、農地は適正に管理されており、必ず耕作する旨の
確約書も添付されています。

農作業常時従事要件につきましては家族の協力のもと
農作業に従事する予定です。

地域との調和要件については地域の農地利用調整に協力する旨、
確約しており問題ないと思われます。

農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れは
ありません。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
該当する事項はありませんでしたので
許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番と9番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番と9番の 2件について 許可と決します。 次に、10番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、耕作不便、経営拡大です。 受け人と夫が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について 許可と決します。 次に、11番と12番の 2件について、付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子 委員	11番と12番の2件について、調査結果の報告をいたします。

	まず11番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に12番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5月7日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 必ず耕作する旨の確約書が添付されており、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番と12番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番と12番の 2件について許可と決します。 次に、13番 1件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	13番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 4月29日、現地調査と受け人への聴き取り調査を行いました。 申請地はきれいに管理されていました。 申請地は自宅から約40kmと遠いですが、取得後は整地してそばを栽培したいということです。

	調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	13番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番 1件について許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 須永 静雄委員の調査報告を求めます。
須永 静雄 委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は自宅への進入路です。 物流センターの整備により、現在の進入路が区域内になるために代替の進入路を整備するものです。 5月12日に現地で受け人からの聴き取り及び現状の確認を行いました。 また5月13日に整備の実務を行っている開発業者から電話で聴き取り調査を行いました。 申請地の東側が受け人の住宅、西側が道路、また進入路によって分断される南北は渡し人の水田ですが、南側は転用の手続きが終わっており、北側は現在農振除外の手続きを行っています。 このため、周辺に農地はなく営農条件への障害はありません。 また申請目的実現の確実性につきましては物流施設整備に伴う自宅進入路の整備ということで問題ないと思われます。

	調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。 申請地は郡山中央スマートインターチェンジから300m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。 また、一部300メートルを超える部分に関しては農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、許可と決します。 次に、2 番 1 件について付議いたします。

	濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博委員	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は県発注藤田川護岸工事の資材置場のための一時転用です。農地区分は農用地です。 申請地は藤田川河川敷の休耕地で川と道路に挟まれており周辺に耕作している農地はありません。 また鉄板を敷き、車両の通用道にします。 目的達成後は速やかに撤去し、原状回復します。 雨水は自然浸透で、周囲より低い土地のため周辺農地への影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく一時転用後、農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。

	以上補足説明いたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2 番 1 件について、 許可と決します。 次に、3 番 1 件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	3 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は布引高原風力発電所の経年等による建て替えに向けて 重量物である風車を支える地盤のボーリング調査のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 ボーリング調査箇所は16か所で、現地調査を行いました。 いずれも現在の風車に隣接しており、作業範囲は現況農耕地の 使用や土地の大幅な改変も行わないため、土砂流出等はなく、 周辺農地への影響はありません。 また転用地に建物は建てない、調査後は掘削穴を重機及び人力で 埋め戻し、転用前の状況に戻す旨の念書と確約書も添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3 番 1 件について、調査結果の 補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-ア)で 2 番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-cで、

	2 番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3 番 1 件について、 許可と決します。 以上で、議案第 2 号を終わります。 続いて、議案第 3 号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の 規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を 求められたので、この適否についてお諮りいたします。 1 番から15番までの 15件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1 番から15番までの15件について、利用権設定 7 件、 所有権移転 8 件の申請があり審査の結果、いずれも旧農業経営基盤強化 促進法第18条第 3 項の要件を満たしており、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番から15番までの 15件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番から15番までの 15件について 承認と決します。 以上で、議案第 3 号を終わります。

	続いて、議案第４号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 まず、１番 １件について付議いたします。 濱津 洋一 委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	１番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 ４月30日、事務局職員と合同調査を行いました。 始めに辰ノ尾181ですが、道路と住宅に挟まれた土地で竹林化しており、復元は困難と判断しました。 次に沢向64ですが、傾斜地で山林と原野に囲まれ雑木が繁茂し農地復元は困難と判断しました。 次に城山３につきましては住宅と駐車場に囲まれた窪地で進入路もなく原野化しており、農地復元は困難と判断しました。 次に城山６につきましては山林と住宅に囲まれており草木は生えている状態ですが、農地復元は可能と判断しました。 次に城山25と47ですが、山林に囲まれておりこれらの土地も山林化しており、進入路もなく農地復元は困難と判断しました。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	１番 １件について、城山６については農地と、その他の５筆については農地ではない非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について、城山６については農地と、その他の５筆については農地ではない非農地と決めます。 以上で、議案第４号を終わります。 続いて、議案第５号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。

	1 番 1 件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	令和 6 年度 6 月認可予定分農用地利用集積等促進計画案です。 6 月認可予定分とあるのは県が認可し、正式決定になるのが 6 月の予定という意味です。 議案第 5 号は農地中間管理機構から耕作者への貸付け内容に定める農用地利用集積等促進計画案について郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。 農地中間管理機構からの借り受け人の変更です。 計画の内容を調査したところ、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について原案のとおり決します。 以上で、議案第 5 号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 4 番までの 4 件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 1 号を終わります。 続いて、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 21 番までの 21 件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 2 号を終わります。

	続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から8番までの 8件について通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。 続いて、報告第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定の取消しについて」 次のとおり1番 1件について郡山市農用地利用集積計画の決定を公告前に取消したので報告する。 報告第4号を終わります。 続いて、報告第5号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番から5番までの 5件について、郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理をしたので報告する。 報告第5号を終わります。 ただいまの 第1号から第5号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。
	(事務局から)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第39回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第39回総会（令和6年5月17日開催）の概要

第3条 農地の移動は

13件で、 田 30,904㎡ 畑 23,198㎡ でした。

第5条 農地の転用は

3件で、 自宅進入路1件、一時転用2件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。